時事新報

第千四百十一號
明治十九年十月二十日　水曜日（癸、丑）
舊丙戌九月廿三日
日出午前六時十二分　日入午後五時十八分
月出午後十一時零五分　月入午前零時二十五分
滿潮午前九時五十分　午後十時十六分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ發送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

株式取引所の頭取

凡そ世の中に仕事は其性質自身に於て貴賤軽重の別ある可き筈なし官吏が役所に出勤し學者が著述に從事し醫者が病を診察し法律家が代言の依頼に應じ銀行員が金銀を貸借し相場師が投機賣買し船頭が船に乗り役者が藝を賣り八百屋が大根を賣る等均しく是れ仕事なり商賣なり何れにしても貴賤軽重の差あるべからざる然るに世の人の心に於て其間に非常の分け隔てを設け之に貴賤の名を付するものは何ぞや仕事の性質に於ては相違ある筈なけれども畢竟之を取扱ふものゝ人品如何に由りて其仕事にも自ら貴賤の差を生じたるまでのこと學者の仕事の貴きはその仕事の貴きにあらずして學者の心事高尚なるが故に貴きなり役者稼業の賤しきはその事柄の賤しきにあらずして役者の心身卑劣なるが故に賤しきなり本來仕事に性質に貴賤の別なし之を取扱ふ人品の如何に存するのみさて今商業なるもの性質は如何と尋ぬるにその筋柄素より賤しきものにあらず今の文明の世界に於ては商業即ち立國の本にして之を外にしては國を富强にするの道なし即ち性質の最も高尚上品なるものにして之を貴重することそ相當なるべきに我國古來封建政治の習として士人は專ら文武を業として忠君護國即ち官の務めに任じ商賣の事は平民即ち素町人の手に委してその卑劣の成行に任せたれば其業体次第に下品に赴きて士人は一顧だも買ふ能はざる事となり一方は益々貴く益す高く一方は益々賤しく益す低くなり官といへば雲の上に昇るが如く民といへば地の下に在るが如く其間に一大溝渠を劃し終に今日の官尊民卑の有様には立至りたるなり然りと雖も今の世は昔に異なり昔は武を以て國を護りたる代りに今は商賣を以て國を護るが故に商賣の業は之れを素町人の事として度外に措くべきにあらず宜しく商業の地位を推上げて人事の頂上に達せしむべしとの旨は我輩の常に論ずる所なり

商業の種類多きが中にも株式取引所の商賣即ち株券賣買の如きはその品位頗る高尚なるものにして之に從事する者は常に一般の智識を備ふべきは勿論、その間微妙なる智見をも要するものにして人智の進歩したる社會にあらざれば行はるべからず即ち文明の商賣にして餘程上品なる部分に屬するものなり左れば西洋諸國などにては株式取引所に出入するものは何れも歴々の紳士豪商にて當人自ら得意の色あるのみならず世間にても之を尊むの有様あるに引替へ我國にては前記の如く古來の弊習として總て商賣を賤しむ中にも株式取引所の如きは之を卑しむ事殊に甚だしくかゝる場所に出入する者には山師又は相場師などの名を下して人並の人間視せず只管これを忌み嫌ふの風を成して當人等も亦その賤名を甘んじて自重自信の氣力なく遂に取引所全体の空氣をして賤しからしめたるは甚だ嘆はしき次第なれども畢竟取引所の賤しきにもあらず其賣買の汚れたるにもあらず唯當局の人の心事賤からざるが故に場所も商賣も共に地位を落したるまでのことなり

然るに茲に愉快なる事の出來したると申すは他にあらず今回東京株式取引所の役員の改選に河野敏鎌氏が頭取の任に當選したる一事なり氏は維新以來久しく官途に在り文部卿農商務卿等の顯職にも上りたる人にして日本流に於ては人爵甚だ高く凡俗の目を以て之を見るときは氏がかゝる身分を以て今度株式取引所の頭取に當選したるは恰も天上より下界に墮落したるの觀となすならんと雖も我輩の所見は然らず前にも論じたる如く職業の貴賤はその之を行ふ人品の如何によるものなりとすれば氏が今度の當選は株式賣買に關する世人の妄想を破り兼ねて一般商業の品位を進むるの好機會を得たるものにして我輩の大に欣ぶ所なり就て我輩の所望は他にあらず先年文部卿たり農商務卿たりし河野敏鎌氏も今日東京株式取引所の頭取たる河野敏鎌氏も同身一体の河野にしてその人品の高尚なるは毫も前日に變ることなく文部卿農商務卿が面目を落したるにならずして株式取引所が地位を進めたるの觀あらしめんとするの一事なり取引所は既に河野氏の如き新歸商者を得たるまゝ一面目を改め天晴れ日本の紳商名士の集合所たるに至らんこと我輩の所望空しからざるを信ずるなり

官報

○大藏省令第三十號
本年勅令第六十六號整理公債條例第三十二條ニ據リ其取扱順序左ノ通相定ム
明治十九年十月十九日　大藏大臣伯爵松方正義

整理公債取扱順序

第一章　募集及證書發行

○第一條　整理公債ノ應募者ハ大藏大臣ノ指定スル日限マテニ應募ノ金額並ニ價格ヲ取扱店（日本銀行本支店又ハ代理店ヲ云フ以下之ニ倣フ）ヘ申込ムヘシ、整理公債條例第四條但書ニ據リ記名證書ノ交付ヲ望ムモノハ前項申込ト同時ニ其旨ヲ取扱店ヘ申出ヘシ○第二條　整理公債ノ應募者ハ申込ノトキ大藏大臣ノ指定スル割合ヲ以テ保證金ヲ拂込ムヘキモノトス但取扱店ハ本文保證金ニ對シ領收證書ヲ交付スヘシ○第三條　整理公債ノ應募者ハ大藏大臣ノ指定スル期日中ニ保證金ヲ扣除シタル跡金ノ拂込ヲナスヘキモノトス但取扱店ハ本文拂込金ニ對シ領收證書ヲ交付スヘシ○第四條　保證金及拂込金領收證書ヲ受取リ未タ全額ノ拂込ヲ了ラスシテ本人死亡スルトキハ相續人ヨリ該證書ノ繼受及跡金拂込ノ旨ヲ書面ニ認メ取扱店ヘ差出スヘシ○第五條　保證金及拂込金領收證書ハ各應募者ニ於テ其申込ヲナシタル取扱店ヘ抵當ニ差入ルヽノ外一切之ヲ授受賣買スルヲ得ス○第六條　應募者ニ交付スヘキ整理公債證書ハ大藏大臣其種類ヲ定メ日本銀行本店ヘ交付スルモノトス○第七條　應募者ニ交付スヘキ整理公債證書ハ取扱店ニ於テ保證金領收證書及第一期以下ノ拂込金領收證書ト引換ニ交付スヘシ但最後ノ拂込金ニ對シテハ別ニ領收證書ヲ交付セス現金及他ノ領收證書ト共ニ本證書ト引換ユルコトヲ得○第八條　整理公債條例第七條ニ據リ應募額ヲ減少スルトキハ保證金ヲ還付シ之ニ對スル利子ハ日割ヲ以テ支拂フモノトス○第九條　整理公債募集ノ時應募者ハ現金ノ代リトシテ從前發行六分以上利付ノ公債證書ヲ以テ申込ヲナスコトヲ得但本文ノ場合ニ於テハ最後ノ拂込ヲ除キ其割合ハ大藏大臣ノ指定スル金額ニ超過スルモ妨ナシ前項公債證書ノ價格ハ新ニ交付スル整理公債證書ト共ニ額面ノ金額ヲ以テ計算シ其ノ種類（七分利付金祿公債六分利付金祿公債起業公債等ヲ云フ）ハ募集ノ都度大藏大臣之ヲ定メテ告示スルモノトス○第十條　前條ニ據リ從前發行ノ公債證書ヲ以テ申込ノ高ハ需要額ニ超過スルモ之ヲ減少セス整理公債證書發行ノ日マテ現拂込ヲナシタル從前發行公債證書ニ對スル利子ヲ交付スヘキニ由リ保證金並ニ第一期以下ノ拂込金ニ相當スル利子ヲ付セサルモノトス○第十一條　整理公債證書發行ノ後整理公債條例第三十條ニ據リ從前發行六分以上利付ノ公債償還元金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノアルトキハ其旨ヲ取扱店ヘ申出ヘシ但此場合ニ於テ交付スヘキ整理公債證書ハ額面ノ金額ヲ以テ計算スルモノトス○第十二條　整理公債ノ保證金領收證書若クハ拂込金領收證書ヲ紛失シ又ハ消滅シタルモノアルトキハ二名以上ノ保證人ヲ立テ其事實ヲ取扱店ニ證明シ更ニ領收證書ヲ請求スルコトヲ得

第二章　利子支拂

○第十三條　整理公債ノ利子支拂期日ハ毎年六月一日ヨリ同二十五日マテ十二月一日ヨリ同二十五日マテトス○第十四條　整理公債ノ利金ハ各取扱店ニ於テ利札ト引換ニ之ヲ持參スルモノニ支拂フヘシ但記名證書ノ利札ハ記名證印ヲナシタル取扱店ニ限リ記名者ニ之ヲ支拂フモノトス○第十五條　整理公債證書ノ發行及當籤又ハ滿期償還ノ時拂渡スヘキ利子ニシテ利札ノ金額ニ滿タサルモノハ取扱店ニ於テ領收證書ヲ徴シ之レカ支拂ヲナスモノトス○第十六條　整理公債條例第二十條第廿五條ニ據リ利子ノ支拂ヲ請求スル者アルトキハ取扱店ニ於テ領收證書ヲ徴シ之レカ支拂ヲナスモノトス

第三章　元金償還

第十七條　整理公債條例第九條但書ニ據リ該公債償還金額ノ告示アルトキハ日本銀行本店ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ抽籤ノ期日ヲ定メ官報及五種以上ノ新聞紙ヲ以テ三日以上之ヲ廣告スヘシ○第十八條　前條ノ抽籤ヲ執行シタルトキハ日本銀行本店ヨリ速ニ前條同樣ノ手續ヲ以テ當籤證書ノ金額種類記號番號枚數等ヲ廣告スヘシ各地取扱店ニ於テハ前項ノ廣告ニ據リ更ニ適宜ノ方法ヲ以テ其地方限リ同樣ノ廣告ヲナスヘシ○第十九條　整理公債元金支拂ノ期日ハ各取扱店ニ於テ現金ノ交付ヲ受ケタル翌日ヨリ十五日間ヲ過ルヲ得ス○第二十條　整理公債ノ元金ハ各取扱店ニ於テ證書引換ニ之ヲ持參スルモノニ支拂フヘシ但記名證書ノ元金ハ記名證印ヲナシタル取扱店ニ限リ記名者ニ之ヲ支拂フモノトス○第二十一條　整理公債證書ノ當籤後紛失ノ屆出アルトキハ無記名證書ハ整理公債條例第二十五條ニ準ヲ其屆出ヨリ滿六箇年記名證書ハ順序第十九條ノ支拂期日後三十日ヲ經過シ猶發見セサレハ元利金ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得但取扱店ニ於テハ領收證書ヲ徴シ之レカ支拂ヲナスモノトス○第二十二條　整理公債條例第二十條ニ該當スル證書ニシテ當籤ニ係ルモノ及ヒ當籤後同條ニ該當スルモノハ代證書ヲ交付セス取扱店ニ於テ保證人連署ノ請求書及領收證書ヲ徴シ元利金ヲ拂渡スヘシ

第四章　證書取扱

○第二十三條　整理公債條例第二十條第二十四條第二十五條ニ據リ代證書代利札ノ交付ヲ請求スルモノハ其旨ヲ取扱店ニ申出ツヘシ取扱店ニ於テハ領收證書ヲ徴シ之ト引換ニ代證書代利札ヲ交付スルモノトス條例第二十條ノ場合ニ於テ消滅ノ證跡明確ナラサルトキハ記名證書ハ條例第二十四條無記名證書ハ條例第二十五條ニ準シテ取扱フモノトス○第二十四條　整理公債證書ノ消滅紛失又ハ毀損汚染ニ由リ交付スヘキ代證書ニハ前證書ニ當時附屬セシ利札ヲ附シ其種類ハ前證書ノ種類ト異ナルコトアルヘシ○第二十五條　記名證書ヲ交付スルトキハ取扱店ニ於テ其證書ニ證印シ記名簿ト割印スヘシ○第二十六條　無記名證書ニ記名ヲ請求アルトキハ取扱店ニ於テ本證書ニ對シテ預リ證書
ヲ交付シ本店ハ（右
記名印ノ押捺ヲ大
リタルトキハ先キ
書ヲ交付スヘシ○第
第十八條及第十九
アルトキハ取扱店
シテ證書ヲ交付ス
書ノ所有者其取扱
ニ申出テ其證書ヲ
シ○第二十九條
受入）取扱店ヲ異
ノ賣買讓渡ヲナシ
八條ノ手續ヲナス
戸長ノ保證ヲ經テ
改姓名ヲナシタル
○第三十一條　整理
料ノ高ハ日本銀行
クヘシ

○生糸産出高　九月
各國生糸産出高ゝ間
近頃刊行の絹業雑誌
界各國五箇年間の生
抄譯す
千八百八十一年
百七十基千八百
八百八十三年は
九百二十七萬三千
萬八千基あり但
産出總額の内百分
地方同五十七は平

雜

○音樂傳習　上野四
は目下生徒の數男女
奏樂共に高等の曲に
業の資格ある者あれ
そる都合なる由尤も
ども專ら戸内の音樂を
し最も高尚の曲を
るの目的にて毫も
寒を平易にし大聲に
旨趣なりと云ふ又日
いは既に洋樂の樂譜に
西洋の兩樂器を以て
は日本樂の音調の低
西洋の調子に後ぞ之
りと云へり
○河村海軍々醫大監
職を海軍に奉じ忠實
外科の治術に經驗を
洋氣治を試みたる時に
は全く氏の衛生法は
まで軍醫社會の一致
なく艦内を見廻り若
ちに北脈を診し其容
とはアイスクリーム
なりと云ふ左れば日
けし上は其親切と忘
るが氏は餘りに心と
に入れば躰温の昇り
暫らく熟誠にでも從
れど氏は之れを耳に
るゝも軍醫が斯道の
一なり余が身を以て
二たび勸め給ふあか
診ること依然昔の如